

用語解説
(概況)

用語	解説(要点)
鉄道 軌道 列車キロ	JR、民鉄、高速鉄道(地下鉄) 路面電車(市電) 駅間通過列車回数に駅間キロを乗じたもの(総走行キロ)
幹線 地方交通線	主要都市間を連絡するもので、営業キロが30kmを越え、隣接駅間すべてにおいて輸送密度が4,000人以上である線 輸送密度が8,000人未満で、その運営の改善をしたとしても、なお収支の均衡の確保が難しい線
改良(道路状況) 高速道路 予定路線区間 基本計画区間	原道を掘って砂利等を入れた道路整備の前段階の状態 我が国の道路の将来像を明らかにした路線で、産業の立地振興、国民生活領域の拡大を目的としたもの。国土交通大臣が定める 予定路線の中から道路整備の必要度、財政状況等に応じて決定される
普通車、小型車	長さ4.7m 幅1.7m 高さ2.0m 排気量2000cc(ガソリンに限る)のいずれか1つでも超えるのが普通車で、いずれも超えないのが小型車(但し、乗合についての保有車両数統計は定員30人以上を普通車、29人以下を小型車とする)
小型2輪、軽2輪	小型は排気量251cc以上、軽は126～250cc(125cc以下は原付2輪)
国際拠点港湾 重要港湾	国際海上貨物輸送網の拠点となる港湾として政令で定めるもの 海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾として政令で定めるもの
拠点空港 (旧第一種・第二種) 地方管理空港(旧第三種) 共用空港	国際又は国内航空輸送網の拠点となる空港。会社管理空港・国管理空港・特定地方管理空港に分けられる 国際又は国内航空輸送網を形成する上で重要な役割を果たす空港 自衛隊の設置する、もしくは在日米軍が使用している飛行場で、民間の空港の機能も果たす空港
自動車ターミナル 一般バスターミナル 専用バスターミナル	乗合バスの乗降、事業用トラックの積卸のための施設 専用バスターミナル以外のバスターミナル(供用施設) 自社専用のバスターミナル
コンテナセンター (代行基地) コンテナ通運デポ	貨物列車走行路線のある駅で、レールによるコンテナ輸送は季節臨時便のみ。通常期はコンテナ基地までトラック輸送 貨物列車走行路線のない駅。コンテナ基地までトラック輸送
普通倉庫 1～3類 貯蔵槽	一般的な物(容器に入っていない粉状・液状の物、冷凍冷蔵物、水に浮かせた原木等以外の物)を保管 容器に入っていない粉状・液状の物を保管
冷蔵倉庫 水面倉庫	10℃以下の温度で食品を保管 水に浮かせた原木を保管

(旅客輸送)

用語	解説(要点)
乗合バス(一般乗合) 貸切バス(一般貸切)	乗合旅客を乗せて運行する事業用バス 自動車を貸し切って主に団体客(観光客等)を乗せる事業用バス
自家用有償旅客運送	バス・タクシー事業が成り立たない場合であって、地域における輸送手段の確保が必要な場合に、必要な安全上の措置をとった上で、市町村やNPO法人等が、自家用車を用いて提供する運送サービス
広ドア	全扉の有効幅が80cm以上のもの
バスベイ	バス乗客の乗降のために、本線車道から側方に切り込んだバス専用の停車スペース
タクシーベイ	タクシー乗客の乗降のために、本線車道から側方に切り込んだタクシー専用の停車スペース
21条許可	道路運送法第21条の規定。乗合バス事業者によることが困難な場合に貸切バス又はハイヤー・タクシー事業者が、乗合旅客を運送する行為で、国土交通大臣の許可制
バス専用レーン(通行帯) バス優先レーン(通行帯)	バス等(公安委員会が指定)しか走行できない通行帯 バス等(公安委員会が指定)が後ろから接近してきたときは出なければならず、出られないような状況のときは入ってはならない通行帯
バス等専用道路	バス等(公安委員会が指定)以外の車両の通行を禁止した道路
地域協議会	地域における生活交通路線の確保のため各都道府県が主体となり、地方運輸局、関係市町村及び関係事業者等の構成員によって設置されるもの
生活交通路線	地域協議会において地域住民の生活に必要な旅客自動車輸送の確保のために、維持・確保が必要と認められ、都道府県知事が指定し、かつ、一定の要件を満たすもの
索道 普通索道 特殊索道	空中のワイヤーに搬器を吊して旅客又は貨物を運送する設備 閉鎖式搬器(扉がある箱型搬器)を使う索道(ロープウェー等) 椅子式搬器(外に開放された座席などで構成される)等を用いる索道

(貨物輸送)

用語	解説(要点)
プレート・トン	運賃、港運料金等の算定に使われる単位。重量 ^ト (1,000 kg=1 ^ト)と容積 ^ト (1.113 m ³ =1 ^ト)のうち大きい方を用いるのが通例となっている
RORO(ローロー)船	輸送機関に貨物をトラックやフォーク・リフトで積み卸す水平荷役方式で、一般には貨物を積載したトラックまたはトレーラーを車体ごと船舶の側面または船尾に設けられた舷門を通して船内に搬入・搬出する方式。主に雑貨・コンテナ・重量物を輸送する船舶
一般トラック 特積トラック	他人の貨物を有償で運ぶ事業で「特定」以外のもの 「一般トラック」のうち、貨物自動車運送事業法第2条に定義する積合貨物を運ぶもの(従来の路線トラックに近い)
特定 土砂等を運搬する大型自動車	特定の者の貨物を有償で運ぶ事業 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」により、土、砂利、碎石等を運ぶいわゆる「大型ダンプ」のこと
鉄道に係る貨物利用運送事業 第一種貨物利用運送事業	他人の需要に応じて、有償で利用運送(鉄道事業者の行う運送を利用してする貨物の運送)を行う事業で二種以外
第二種貨物利用運送事業	鉄道事業者の運送と貨物車(集配)を一貫として行う利用運送事業(いわゆるドアツードアの輸送サービス)

(バリアフリー・環境)

用語	解説(要点)
バリアフリー	高齢者・障害者等が社会生活をしていく上での物理的、社会的、制度的、心理的及び情報面での障害を除去するという考え方 公共交通機関のバリアフリー化とは、高齢者・障害者等が公共交通機関を円滑に利用できるようにすること
ワンステップバス	床面の地上面からの高さは65cm以下であって、スロープ板及び車いすスペースを1以上、乗降口と車いすスペースとの間の通路の有効幅は80cm以上であること等、バリアフリー法の移動円滑化基準に適合するバス
ノンステップバス	床面の地上面からの高さが概ね30cm以下であって、バリアフリー法の移動円滑化基準に適合するバス
リフト付バス	中扉に設けられたリフトを使って、主に車いす使用者の乗降を円滑に行うことができるバス
福祉タクシー	高齢者や身体障害者をはじめとする移動制約者の病院・施設等への通院などのニーズに対応して、車いす・寝台(ストレッチャー)のまま乗降できるリフトなどを備えた専用のタクシー車両
ハイブリッド自動車	複数の動力源を組み合わせ、低公害化や省エネルギー化を図る自動車
CNG自動車 低燃費かつ低排出ガス認定車	圧縮天然ガスを燃料とした自動車 「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく燃料基準(トップランナー基準)早期達成車で、かつ、「低排出ガス車認定実施要領」に基づく低排出ガス認定車

(観光)

用語	解説(要点)
圏域別観光入込客数	観光庁が定めた「観光入込客統計に関する共通基準」に準じて平成22年度に道が改正した「北海道観光入込客数調査要領」に基づき、観光入込客数などを推計したもの
国際観光ホテル整備法 登録ホテル・旅館	外客の宿泊に適するように造られた施設で、観光庁長官の登録を受けた者(登録実施機関)が行う登録が必要 洋室の数、割合で「ホテル」「旅館」に区別される
住宅宿泊事業(民泊)	旅館業法第三条の二第一項に規定する営業者以外の者が宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させる事業であって、人を宿泊させる日数が一年間で百八十日を超えないもの
観光地域づくり法人(DMO)	地域の多様な関係者を巻き込みつつ、科学的アプローチを取り入れた観光地域づくりの司令塔となる法人

(技術・安全)

用語	解説(要点)
第1種踏切	自動遮断機を設置するか、又は踏切保安係を配置することにより遮断機を閉じ道路を遮断する踏切
第2種踏切	踏切保安係を配置して一定時間内の列車に対し遮断機を閉じ道路を遮断する踏切
第3種踏切	踏切警報機が設置されている踏切
第4種踏切	上記以外の踏切
踏切道の構造改良 踏切道の保安設備	踏切と道路の幅員差解消や接続道路の急勾配解消などの改良のこと 踏切遮断機、踏切警報機などのこと
自動車特定整備事業	自動車の分解整備(エンジン、ブレーキ等を取り外して整備・改造すること)、電子制御装置整備(装置を取り外さなくとも装置の作動に影響を及ぼす整備・改造を含む)を行う事業
認証工場 認定工場 指定工場	運輸支局に車を持ち込んで車検を受ける整備工場 認証工場等設備・管理組織等が基準(省令)を上回っている工場 自社で整備をし、車検を行える整備工場
事業用自動車重大事故	転覆、転落、火災、又は鉄道車両と衝突等の事故、死者又は重傷者を生じた事故等
運行管理者	自動車の運行の安全確保に関する事項(運転者に対する指導監督・点呼・乗務割等)を処理する者
整備管理者	自動車の点検整備及び車庫の管理に関する事項を処理する者
スパイクタイヤ 使用禁止地域	「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」に基づき、降下ばいじん量の実測値(推定値)が20トン/㎤/月以上(デポジットゲージで実測した場合10トン/㎤/月以上)で、環境庁が指定した地域